資料　3

公共施設等総合管理計画実施方針（第２次）の策定について

１．趣旨

６町合併した雲南市では、同規模の自治体と比較して多くの公共施設を有しており、その保有量、配置の適正化、維持、管理の適正化を図るため、平成２８年３月に「雲南市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

また、平成２９年３月には同総合管理計画の実行性を高めるため、「雲南市公共施設等総合管理計画実施方針（以下「実施方針」という。）（第１次）」を策定し、令和３年度までの施設の具体的な見直し策を掲げ、取組みを実施しています。

今回、実施方針（第１次）が終了することから、引続き令和４年度からの取組みを推進するため、実施方針（第２次）を策定するものです。

２．実施方針（第２次）の考え方

総合管理計画においては、計画策定から令和７年度までの１０年間を「中間的な取組み期間」と設定し、この期間の基本方針を示しています。今回策定する実施方針（第２次）は、この「中間的な取組み期間」の後半期間にあたるため、引続き総合管理計画の基本方針を踏まえつつ、環境の変化等も反映しながら見直し策を検討します。

(1)方針期間

令和４年度～令和７年度（４年間）

(2)対象施設

実施方針（第１次）同様に、法令で設置が義務付けられている施設（学校施設等）、生命・安全に関連する施設等（インフラ施設、医療施設、消防施設）、また建築物の規模がわずかな施設を除いた約２２０施設を見直し検討の対象とします。

３．スケジュール

Ｒ３．	８月	実施方針（第２次）の素案を庁内決定
		実施方針（第２次）の諮問案を議会説明
Ｒ３．	９月	行財政改革審議会へ実施方針（第２次）（案）を諮問
Ｒ３．１２月		行財政改革審議会から答申
Ｒ４．	１月	実施方針（第２次）最終案を庁内決定
Ｒ４．	２月	実施方針（第２次）最終案について議会説明